

○公 告

警備員等に対する検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく検定を次のとおり実施します。

令和7年4月24日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃

1 検定の種別、級、実施日時及び場所

(1) 検定の種別及び級

雑踏警備業務 2級

(2) 実施日時

令和7年7月25日（金）午前9時から終了までの間

(3) 実施場所

高知市春野町芳原 2485 番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

2 受検定員

10人

3 受検資格

(1) 愛媛県内に住所地を有する者

(2) 愛媛県外に住所地を有し、愛媛県内に所在する営業所に属している警備員

4 受検手続

(1) 検定申請書の受付期間

令和7年5月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後4時30分までの間

※ なお、受付期間内であっても定員に達した場合は、その時点で受付けを締め切ります。

(2) 検定申請書提出先

ア 愛媛県内に住所地を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課（刑事生活安全課）又はその者が警備員である場合は、その者が所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

イ 県外に住所地を有し、愛媛県内の営業所に属する者

当該営業所の所在地を管轄する愛媛県内の警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

※ なお、いずれの場合も、郵送による申請及び代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0

センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 2葉

(イ) 愛媛県内に住所地を有する者は、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合、その者が愛媛県内に所在する営業所に属していることを疎明する営業所所属証明書（警備業法施行細則様式第5号）1通

(ウ) 愛媛県外に住所地を有し、愛媛県内に所在する営業所に属している警備員は、当該営業所に属していることを疎明する営業所所属証明書（警備業法施行細則様式第5号）1通

ウ 検定手数料

13,000円

検定申請書を提出する際、検定手数料に相当する額を愛媛県収入証紙により納付すること。

なお、納付した手数料については、いかなる理由があっても返還しない。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかったものに対しては、実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における緊急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における緊急の措置に関すること。

6 検定の実施

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

7 その他

(1) 受検に際しては、受検票、受付票、筆記用具、雨衣、昼食を持参すること。

(2) 受検の際の服装は、警備業に従事している者は、制服、制帽（ヘルメット可）とし、その他の者は、作業服等活動しやすい服装及び運動帽とすること（ジャージ、Tシャツ不可）。

8 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話 089-934-0110（内線 3184、3185））又は、愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）